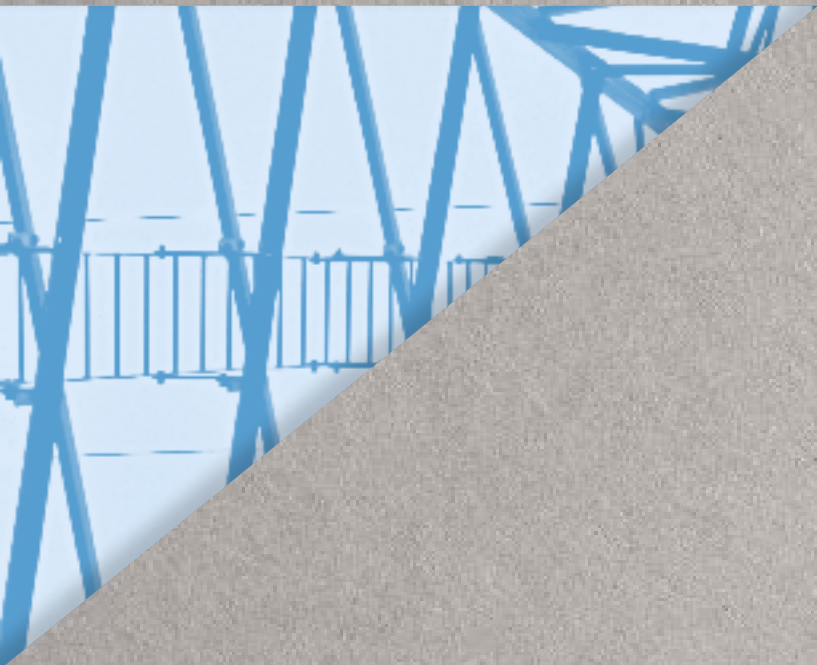


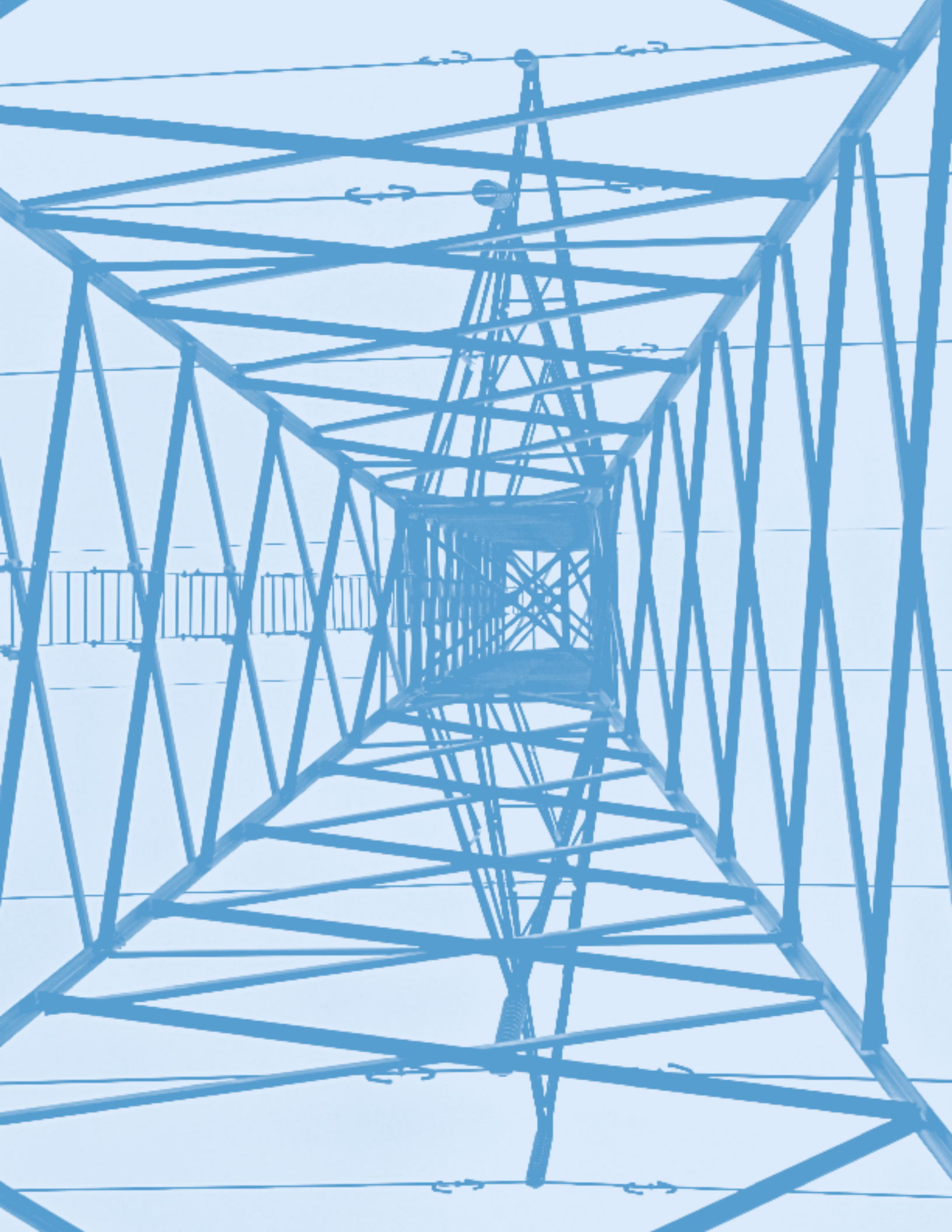
投資保証の ご案内

.....

投資に保証を
投資機会を確かなものに



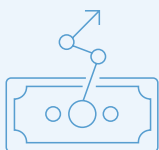
多数国間投資保証機関
世界銀行グループ



MIGA は、対外直接投資に対し、以下に関連した損失に対する保証を提供します



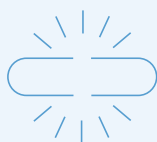
契約不履行



通貨の兌換停止と送金制限



収用



戦争及び内乱



支払い義務不履行

MIGA：皆様の投資にユニークな強みを提供します

世界銀行グループの一員である多数国間投資保証機関（MIGA）は、クロスボーダー取引を行う投資家や金融機関に、政治リスク保険及び信用補完という保証を提供することで、途上国への対外直接投資（FDI）を促進することを使命としています。

MIGA が提供する保証により、非商業的である政治リスクから投資を守り、投資家はより良い条件の資金源にアクセスできるようになります。世界銀行グループの一員である MIGA は条約により設立された国際機関で、世界の大半の国が加盟しています。MIGA は、この独自の強みを生かすことで、プロジェクトを阻害しかねない政府による行為を抑制するとともに、投資家と政府の間に生じた問題の解決に向け支援を行うことができます。さらに、新興市場に関する豊富な知見と、環境面・社会面の取組みに関する世界のベスト・プラクティスに関する知見の提供も、MIGA の業務の特色の一つとなっています。

MIGA は、政治リスクを扱う他の保険会社や公的機関と密接に協力し、保険引受け能力の強化に努めています。このように MIGA は、プロジェクトに必要な非商業的リスク保険を総合的に手配することができます。

保険のご利用が可能なお客様

MIGA は、加盟国の投資家による途上国への投資に保険を提供しています。世界の大半の国が MIGA に加盟しており、加盟国一覧は、www.miga.org でご覧いただけます。MIGA の保険をご利用になるには、企業または金融機関のお客様は、投資受入国以外の加盟国で法人化され加盟国を主たる事業地としていること、または、投資受入国で法人化されている場合は、出資者の過半数が当該投資受入国以外の加盟国の国籍保持者であるという条件を満たしている必要があります。投資受入国の政府機関あるいは投資受入国で法人化された合法組織による投資にも、保険を提供できるケースもありますが、この場合、当該国以外から資産及び資金を調達していることが条件となります。国営企業による投資については、商業ベースで実施される場合には保証の対象となります。非営利団体による投資は、かかる投資が商業ベースで実施されることが明確な場合に保証の対象となります。

保険の対象となる投資

MIGA の保証の対象となるのは、クロスボーダー投資です。具体的には、新規投資のほかに、(a) 既存のプロジェクトの拡張、近代化、改善、強化に関連した投資や、(b) 投資家がプロジェクトへの中長期的なコミットメントを提示している投資などが含まれますが、(a) と (b) 両方においてホスト国における高い開発効果の存在が必要となります。国営企業の民営化など、新規投資家による既存案件の買収も保証の対象となりえます。株式投資、株主ローン、株主ローンへの保証も、融資期間が最低 1 年以上の場合に保証の対象となります。株主以外からの融資については、他の直接投資が何らかの形で含まれている投資やプロジェクトに関連している場合に限り、保証の対象となります。生産物分与契約、マネージメント契約、EPC 契約、資産証券化、資本市場で発行された社債、オペレーティングリース契約、フランチャイズ及びライセンス契約のような他の形態の「投資」も保証の対象となりえます。

経済成長と開発の促進という MIGA の使命に基づき、保証の対象となるプロジェクトは、財務面や経済面で有望であり、環境上健全で、投資受入国の労働基準及び開発目的と一貫していることが求められます。



政治的リスク保険



契約不履行

保険契約者またはプロジェクト事業会社と投資受入国政府が締結した契約に当該国政府が違反した場合や、契約の履行を拒絶した場合に生じる損失から保険契約者を守ります。ただし、最終的な仲裁による判断または司法による判断が保険契約者を支持し、投資受入国政府に対してかかる判断の遵守を求める事ができない場合に限り、補償額は、保険契約者が投資受入国政府から回収できる額を基に仲裁の判断または司法による判断が示す条件に沿って決められます。

通貨の兌換停止と送金制限

保険対象の投融資にかかる融資の返済、配当、利益、及び投資の売却に伴う収入を、現地通貨から保証対象通貨に兌換できない場合、並びに、投資受入国政府による通貨の兌換停止または送金の停止などの行為により、保証対象通貨を国外に送金できない場合に生じる損失から守ります。補償額は、兌換または送金ができない金額について、保証割合に従って決定されます。

収用

投資受入国政府が講じた、または承認した特定の措置により、保証契約者の投資の所有または支配が制限あるいは剥奪されたことにより生じる損失、及び債務については、かかる措置によりプロジェクト会社が貸手に返済を行うことができないことにより生じる損失から守ります。直接的な収用と間接的な収用（「忍び寄り収用」）共に対象となります。株式投資の収用の場合はプロジェクト企業への投資の純資産額の保証割合、債務の場合は、収用により不払いとなった元本と利息分の保証割合に従って補償金が支払われます。

戦争及び内乱

妨害やテロを含む投資受入国での軍事行動や内乱により、プロジェクト企業の有形資産が破壊されたり被害を受けた場合や、事業が中断された場合、また債務については、プロジェクト企業による貸手への返済が不可能になった場合に生じる損失から守ります。補償金は、破壊または被害を受けた資産の価額、また、事業中断の場合は、保証の対象である株式投資の純簿価額、それぞれの保証割合に従って決定されます。債務の場合は、戦争や内乱の結果不払いとなった元本と利息分について、保証割合に従って補償金が支払われます。



信用補完

政府による支払い不履行

政府が約束した、無条件かつ取消不能な債務の支払い、または、（当該不払い以外の他のすべての点において MIGA の通常の要件を満たしている）プロジェクト向けの政府保証の下での支払いを政府が怠ったときに生じる損失から守ります。その際、投資家は仲裁の判断を受ける必要はありません。この保証は、政府による支払いが無条件の義務であり、弁明の余地がない場合に適用されます。補償金は、契約条件に従って、保証契約者が当該投資受入国政府から回収できる額に保証割合を掛けた金額が支払われます。

国営企業による支払い不履行

政府が約束した、無条件かつ取消不能な債務の支払い、または、（当該不払い以外の他のすべての点において MIGA の通常の要件を満たしている）プロジェクト向けの国営企業の保証の下での支払いを、国営企業が怠ったときに生じる損失から守ります。その際、投資家は仲裁の判断を受ける必要はありません。この保証は、支払いが無条件の義務であり、弁明の余地がない状況に適用されます。補償金は、契約条件に従って、保証契約者が当該国営企業から回収することができる額に保証割合を掛けた金額が支払われます。



1988 年の設立以来 MIGA は
650 億ドル以上の保証を提供
しています。





保証条件*



価格設定

保険料率はプロジェクトごとに算定され、保証の対象となる国、セクター、取引、さらにリスクの種類によって異なります。保険料は各契約期間の始めに支払うものとします。

*これらはあくまで概略であり、すべての条件と契約の例外項目を網羅しているわけではありません。保証の対象と例外についての詳しい情報は、実際の保証契約書でご確認ください。

保証期間

MIGA は、1 年以上・最高 15 年の期間で保証を行います（特別な状況下では 20 年が認められる場合もあります）。保証発効後は、契約不履行が生じない限り、MIGA が契約を終了することはありません。一方、保証契約者は、契約の 3 年目以降、毎年約定日にペナルティを支払うことなく、保証を縮小または取り消すことができます。

保証額

株式投資では通常、投資の最高 90%まで、貸付および貸付保証については、一般に元本の最高 95%まで（個々のケースでそれ以上となる場合もあります）保証します。また、EPC 契約、ターン・キー契約、管理契約及び同様の契約上の同意を含めた出資以外の直接契約では、通常、プロジェクト合意に準じ支払うべき総額の最高 90%までを保証しますが、最大 95%まで保証するケースもあります。

支援するセクターは以下の通りです：



アグリビジネス



資本市場 & 金融市場



エネルギー



資源採掘産業



製造 & サービス



通信



観光



運輸



水

小型投資プログラム (SIP)

MIGA の SIP プログラムは、金融、農業ビジネス、製造、サービスといったセクターで事業を展開する中小企業 (SMEs) への投資を促進します。

SIP では、途上国における SME 設立に関連した投資、または、既存の SME への投資が保証の対象となります。対象となる SME には、プロジェクト企業として以下の条件のうち最低 2 つを満たしていることが求められます。

- / 直接雇用 300 人以下
- / 総資産額 1,500 万ドル以下
- / 年間総売上 1,500 万ドル以下

また、金融セクターへの投資が保証の対象となるには、投資が SME を対象とした金融サービスの提供を主体としたものであり、投資に関連する顧客の少なくとも 50% が上述の条件を満たした SME である必要があります。

SIP の内容

- / 保証額：最高 1,000 万ドル（実際の投資規模はこれ以上でも可）
- / 通貨の兌換停止と送金制限、収用、戦争及び内乱のリスクに対する保証 **
- / 簡素化された承認プロセス

SIP は、投資家の規模に関する制限を設けていません。

** SIP では契約不履行及び信用補完に対する保証を行っていません。これらの保証をご希望の場合は、MIGA の通常の保証プログラムを通じ申請してください。



1988 年以降、MIGA は 120 カ国において
900 を超えるプロジェクトを支援してきました。





申請方法

MIGA の保証をご希望のお客様は、可能な限り早い段階で予備申請書（Preliminary Application）を提出してください。登録は無料です。投資・資金計画決定後に、プロジェクトに関する文書に手数料を添えて本申請書（Definitive Application）を提出してください。申請は、MIGA のウェブサイト、電子メール、郵送にて行うことができます。ご不明な点は MIGA 東京事務所にご連絡下さい。
www.worldbank.org/ja/miga

MIGA 申請書の送付先

Mail Stop U12-1205
1818 H Street, NW
Washington, DC 20433, USA

電話：+1 (202) 458-2538

Eメール：migainquiry@worldbank.org





世界銀行グループ

世界銀行
IBRD • IDA

IFC | 国際金融公社

MIGA | 多数国間投資保証機関

世界銀行グループの一員である MIGA は、民間投資を途上国に誘引し多大な開発効果をもたらすプロジェクトを支援することで、極度の貧困の撲滅と繁栄の共有の促進というグループの二大目標の達成に貢献しています。

MIGA が支援する投資が、雇用、イノベーション、テクノロジー、そして技術移転を促し気候変動に対処します。

MIGA をフォローする：



MIGA



@MIGA



MIGAWorldBank